

中小企業経営者のみなさまへ 経営力UPのお手伝い!

新・経営力向上TOKYOプロジェクト
(東京都「経営課題解決支援事業」)

無料でご利用
いただけます

今こそお聞かせください貴社の強みと課題! プロが具体的な解決策と貴社に役立つ中小企業支援策を提案します。

東京都内の商工会・商工会議所の経営指導員と中小企業診断士が貴社をお訪ねし、企業診断を行ったうえで経営力向上のためのアドバイスをさせていただきます。

申込方法は…まずは稲城市商工会 (TEL.377-1696) へお電話ください。経営指導員がご説明いたします。

※過去に本事業を利用された事業所の方も再度利用することができます。

メリット (経営力アップに導く2つのサポート!)

企業診断【現状チェック・アドバイス】

1. 従業員数別に3パターンでチェックできる「TOKYO版中小企業経営力向上チェックシート」を使い、貴社の現状を自己チェックできます。
2. 無料で中小企業診断士から客観的なアドバイスを受けることができます。

実行支援【課題解決】

1. 中小企業診断士とともに短期実行計画の作成を致します。

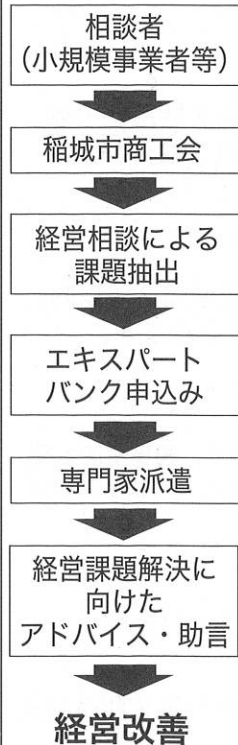
さらにお知らせ

平成25年度 展示会等出展支援助成事業のお知らせ

本事業は、平成24年度又は25年度に経営課題解決支援事業の支援を受けた都内中小企業等の受注拡大を図るため、国内外の見本市への出展や新聞・雑誌への広告掲載、製品カタログ・パンフレット等の作成に要する経費を助成するものです。助成を受けるには一定の条件があります。詳しくは商工会へ。

東京都内中小企業支援機関は、東京の中小企業の経営基盤強化をサポートするため、「新・経営力向上TOKYOプロジェクト」を推進しています。

エキスパートバンクの 支援の流れ



※稲城市商工会では、土・日・祝日・年末年始を除く毎日経営に関するあらゆるご相談窓口を開設しております。お気軽にお立ち寄りください。

その他技術

食品、繊維、紙器、印刷・製本、窯業、研磨材、新素材等

電気技術

電波、音波、コンピュータ等

機械技術

機械工作(切削・研削・研磨等)、治具、工具、金型、内燃機関、空調、冷凍、熱機関、組立、測定、制御、改造等

化学技術

化学薬品、医薬品、染料、塗料、顔料、香料、ゴム、合成樹脂、油脂等

金属技術

鉄鋼、非鉄金属、複合材料、鍛造、塑性加工(鍛造・熱処理・圧延・プレス)、溶接、表面処理等

管理技術

生産管理、工程管理、品質管理、安全・衛生管理、物流システム、情報処理、自動化、省力化、ロボット、省エネルギー等

技術関係

イベント企画、商標意匠、特許等

商業

商店経営、商業施設、商業立地、店舗設計、店舗管理・商品開発等

その他

コンピュータ、OA、FA、SA、ネットワーク、広告、デザイン、

経営管理

販売管理、在庫管理、原価管理等

経営一般

経営戦略、経営理念、中小企業問題、マーケティング、事業転換等

経営関係

財務管理、事務管理、情報管理、労務管理、安全管理、教育訓練、

〔相談の範囲〕

業所に派遣し、専門家の立場で具体的かつ実践的な指導やアドバイスをしていただくことにより、その解決を図ろうとするものです。

「エキスパートバンク」制度のご案内

あなたの企業・店舗に専門家を無料で派遣します。

エキスパートバンク(経営・技術強化支援事業)制度は、経営・営業・生産・技術など多くの問題をかかえている小規模事業者等の皆さんの経営を支援する目的で行っている事業です。

小規模事業者等のご要望に応じて、東京都商工会連合会に登録されたエキスパートを直接事業所に派遣し、専門家の立場で具体的かつ実践的な指導やアドバイスをしていただくことにより、その解決を図ろうとするものです。

経営の革新に繋がる事業計画の策定と実行を支援します。

「経営変革アシストプログラム」制度のご案内

最大10回の専門家派遣により、経営計画の策定と実行を支援します。**費用は無料です**

◆例えばこのような経営課題でお悩みの時に、ご利用ください。

「生産性向上」

「社内体制整備」

「マーケティング」

「海外展開」

「事業承継」

「経営革新」

「IT活用」

「事業再生」

- ・コスト削減により収益性を高めたい。
- ・業務プロセスを改善して効率を上げたい。
- ・従業員のモチベーションを上げたい。
- ・コンプライアンス、セキュリティを上げたい。
- ・新規顧客を開拓したい。
- ・営業力、広告宣伝力を強化したい。
- ・輸出や輸入を始めてみたい。
- ・海外に事業所や生産拠点を作りたい。
- ・親族や従業員に事業を譲りたいがその方法。
- ・後継者を次期経営者として育成したい。
- ・新製品や新サービスを開発したい。
- ・ウェブを使って販売促進を図りたい。
- ・新しい製造方法や流通のしくみを作りたい。
- ・現在の経営を根本的に立て直したい。

◆ご利用いただける企業は

東京都内に主たる事業所をお持ちの中小企業。(下の表をご参照下さい)
(資本金額・従業員のどちらかに該当する場合。)

業 種	資本金額	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報サービス業	3億円以下	300人以下

◆申し込み方法は？

- ① まずは商工会へお電話下さい。
- ② 商工会へ所定の申込書を提出していただきます。
- ③ 商工会で相談内容に応じた専門家の派遣を調整します。
- ④ 専門家が訪問します。最大10回専門家派遣によるアドバイスを受けることができます。

●経営安定特別相談事業のご案内●

経営者の皆様。商工会の経営安定特別相談事業は経営上のお悩みを解決します。一人で悩まず、商工会に相談してみませんか？

- ・このままでは倒産の恐れがある。
- ・法的なダブル解決策を知りたい。
- ・仕事の受注量が減ってきた。不振の状態が長引きそう。
- ・取引先が倒産して経営に大きくひびいている。
- ・債権回収の法的手続きをとりたい。
- ・赤字が解消されない。思いきった改善策を考えたい。
- ・融資により経営不振を切りぬけたい。

秘密厳守。内容はもちろん、お申込についても秘密厳守します。ご安心下さい。
ご相談費用は無料です。

STEP 1 商工会へ相談申込み

STEP 2 ご相談内容の検討
(東京都商工会連合会 経営安定特別相談室にて)

STEP 3 指導・助言

〔相談室の構成〕 相談室では、商工調停士を中心に弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等各分野の専門家により構成され、万全の体制で皆様のご相談に応じています。相談は、東京都商工会連合会(昭島市内)にて応じます。

卸売業、小売業、サービス業の個人事業者、中小法人の皆様へ

商業、サービス業を営む個人事業者、中小法人が建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができる税制措置が創設されました。
設備投資の対象例…陳列棚、レジスター、看板他

税制措置の対象者

青色申告書を提出する中小企業者等

○中小企業者等とは、以下のような方々です。

- 「個人」：常時使用する従業員が1000人以下の個人事業者
- 「法人」：資本金の額が1億円以下の法人(資本金1億円超の大企業法人の子会社を除く。)
- 従業員が1000人以下の資本を有しない法人
- 「その他」：商店街振興組合、中小企業等協同組合など

適用の要件(※以下の全ての要件を満たすことが必要です。)

経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること

○商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、経営革新等支援機関など

「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に、税制措置を受けようとする設備が記載されていること

○経営革新等支援機関等で経営改善に関する指導及び助言を受けたことが税制措置の適用要件となるため、経営革新等支援機関等から指導及び助言を受けたことを明らかにする書類(取得する設備の記載等がされているものです。)の写しを申告書に添付することが必要です。

「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に記載された設備を実際に取得して、中小企業等の営む商業、サービス業等の事業の用に供すること

○税制措置の対象となる設備は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1の「建物附属設備」で60万円以上のもの及び「器具及び備品」で30万円以上のものです。

○中古品は対象には含まれません。

税制措置の内容

取得価格の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除を選択適用

- 税額控除は、個人事業者又は資本金3,000万円以下の法人のみが選択できます。
- 税額控除される額は取得価格の7%又は税額の20%のいずれか低い額となります。
- ファイナンスリース取引のうち所有権移転外リースで取得した設備の場合、特別償却は選択できません。

稲城市商工会 会員のみなさまへ

「稲城市商工会展示会等出展補助金」
のご案内

稲城市商工会では、市内の商工会会員事業所が技術・製品・商品・サービスの販路拡大、新規需要開拓のために展示会や見本市に出展する場合。または会社案内(カタログ)を作成する場合にその経費の一部を補助いたします。

1. 受付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日(ただし予算に到達次第受付終了します。)
2. 対象者 稲城市内の中小企業者で稲城市商工会の会員であること。
3. 補助内容 (1) 補助対象事業 次のいずれか。
① 展示会等の出展
自社製品の販売を目的とした展示会は除く
② カタログ作成
恒常的に使用するもの。一時的な内容のチラシ等は除く。
(2) 補助対象経費(消費税を除く)
① 展示会等の出展(次のものに限る)
出展小間料、ブース備品レンタル料、パンフレット・冊子・PRビデオ・展示パネル作成費・運送委託費用
② カタログ作成(次のものに限る)
会社案内、製品カタログ、パンフレット作成費用。
4. 補助金額
(展示会等の出展) 補助対象経費の2分の1以内で20万円を限度。
(カタログ作成) 補助対象経費の2分の1以内で10万円を限度
いずれも千円未満の端数は切り捨てとします。

※所定の様式にて申請していただきます。

※申請は事業開始前に。詳しくは稲城市商工会へ。

平成25年度(新規事業)

稲城市商工会新製品・新技術・特許
申請支援事業補助金のご案内

この事業は、経済社会環境の変化や急速な技術革新のなかで、その変化に対応するため、稲城市商工会の製造業を営む会員事業所が、新製品、新技術の開発などを推進するに際し、その経費の一部を本事業の予算の範囲内にて補助することにより、市内中小企業の振興を図り地域経済の発展に寄与することを目的とするものです。

- (1) 新製品等の開発のための調査・研究・企画事業
 - (2) 新製品・新技術の研究、開発のため、産学提携で行う研究事業
 - (3) 特許など所有権の取得申請に係る事業
- が対象となり、補助額は、
(1) と (2) の事業については要する経費の2分の1以内。但し最大100万円。
(3) の事業については要する経費の2分の1以内。但し最大10万円。
(3) の事業については、稲城市商工会の会員であれば、業種を問いません。

※所定の様式に基づいて、稲城市商工会に申請していただきます。

※申請期日 第1回締め切り 平成25年8月30日(金)
午後5時まで。

第2回締め切り 平成25年12月27日(金)
午後5時まで。

※稲城市商工会内部で申請内容を審査します。

※本件の申請については予めご用意していただく書類があります。

商工会ホームページ
リニューアルのお知らせ

商工会ではホームページの全面リニューアルを実施致しました。

様々な情報を発信しておりますので、是非、ご覧下さい。

ホームページアドレス <http://www.inagi-sci.jp/>

稲城市商工会が経営革新等
支援機関に認定されました

平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。稲城市商工会も支援機関としての認定を受けておりますので、経営に関する課題を抱えている方は是非ご相談下さい。

◆高年齢者雇用安定法の改正のお知らせ◆

平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を図るための高年齢者雇用安定法が施行されました。

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されました。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

【改正のポイント】

- ① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ② 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③ 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ④ 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

改正法や高年齢者雇用確保措置について詳しくは、最寄りのハローワークへお問い合わせください。
<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

稲城生き活き商品券は7月19日(金)から発売です。ご利用ください。